

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 4 1 号

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年四日市市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第 1（第 4 条第 1 項）	
機関	事務
(略)	
5 市長	(略)
<u>6</u> 市長	<u>四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱（平成 2 0 年四日市市告示第 3 9 号）による通所費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>7</u> 市長	(略)
<u>8</u> 市長	(略)

改正前	
別表第 1（第 4 条第 1 項）	
機関	事務
(略)	
5 市長	(略)
<u>6</u> 市長	(略)
<u>7</u> 市長	(略)

改正後

別表第2（第4条第2項関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
5 市長	(略)	
<u>6</u> 市長	<u>四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱（平成20年四日市市告示第39号）による通所費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票に関する情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>7</u> 市長	(略)	
<u>8</u> 市長	(略)	

改正前

別表第2（第4条第2項関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
5 市長	(略)	
<u>6</u> 市長	(略)	
<u>7</u> 市長	(略)	

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(総務部デジタル戦略課)